

令和3年9月9日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和3年9月9日（木）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森総合センター2階 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 6番 工藤 進二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第4 農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について

第7 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 一寛（代理）【農林政策課長】

事務局 第6回、阿蘇郡高森町農業委員会総会を開催したいと思います。
では、農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、出席委員
13名、欠席委員1名でございます。よって、過半数の委員の出席
がありましたので、会が成立しましたことを御報告いたします。

次第1番、会長挨拶 会長お願いいたします。

会長 会長挨拶（略）

事務局 ありがとうございます。
では、次第の2番に入ります。

議長 議事に入ります。
会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いします。

議長 それでは、ただ今から始めさせていただきます。

「議第25号」

事務局 議第25号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に
よる議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員の指名に関する件でございますが、いかが
いたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は9番委員さん、
10番委員さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、「報告第5号」

事務局 報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出につい
て。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 報告第5号につきましては、報告の案件でございますので、事務
局のから説明をいたします。

事務局 番号の1番です。相続による届出です。この農地につきましては
は、現在、本人が管理をされていらっしゃるようですが、将来的に
は第三者に貸与することも検討しておられます。

続けて、2番です。これも相続です。畑を相続されたのですが、
補足説明資料の4ページです。

既に宅地になっております。これにつきましては、本人に言っ
て、農地転用をするように指導したいと思っております。

3番も、農地を相続されましたが、町外の方に貸し出していて、その方が、管理されておられます。

引き続き、管理をお願いするとのことでした。

4番です。これも相続されて、今持っている農地とあわせて、今後も管理していきたいということでした。

5番、補足説明資料では7ページです。

この土地につきましては相続により、本人名義になりましたが、遠方に住んでいらっしゃいます。

この土地は近隣の方が菜園として利用されていていらっしゃるということでした。

土地については第三者に売りたいというお話はされておられました。

最後に、番号の6番です。

補足説明資料でいきますと8ページ、9ページです。

これにつきましても、相続により、今のところ管理はできていますが、将来的には第三者に貸したいということでした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

6番までございますけれども、何か御意見ございますか。

私がちょっと気になったのは、2番ですね。地図を見たところ、少々大きい建物、アパートかなと思われる建物が建っておりますが、住宅となっているようです。

この丸がしてある白い建物ですかね。

事務局 完全に作業場として使っているようです。

議長 この赤のところ。

それでも、やっぱり作業場。

若しくはこのままの状態を使いたいということですか。

これはもう早急に農地転用の申請をしないとイケないと思います。

何かございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。何もございませんようですので、報告のとおりとさせていただきます。

続きまして、「議第26号」

事務局 議第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 これにつきましては、担当の委員さんがいらっしゃいます。1番

1 番委員	<p>委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>議第 2 6 号、農地法第 3 条審議資料。</p> <p>番号 1 は、9 ページから 1 0 ページです。</p> <p>補足資料は 1 0 から 1 4 ページとなります。</p> <p>申請者等の情報は左記のとおりです。</p> <p>譲受人は兼業農家であり、続けて耕作を行うとのことです。</p> <p>以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>事務局から補足がございます。</p> <p>譲受人は、土木作業とか、自分でも設備会社を運営していらっしゃるんですけど、その仕事の傍ら、農業もずっと続けていらっしゃるようで、兼業農家という形式になっております。</p> <p>今回は贈与によって、親から受け継ぎたいということで、申請がございました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。そういったこととございますが、何か御意見はございませんか。</p>
(複数委員)	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。ないようでございますので、議第 2 6 号もこのように決定をいたします。</p>
5 番委員	<p>続きまして、第 2 6 号の 2 番に移ります。2 番は、5 番委員さん、よろしくお願いいたします。</p> <p>議第 2 6 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件の 2 番について説明します。</p> <p>補足資料は 1 5 ページから 1 8 ページになります。</p> <p>申請者等の情報は左記のとおりです。</p> <p>譲受人は専業農家であり、続けて耕作を行うとのことであります。</p> <p>御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>はい。これについても補足説明をお願いいたします。</p> <p>補足資料の 1 6、1 7、1 8 までです。</p> <p>畜協の近くの農地です。</p> <p>これにつきましては、元々譲受人がずっと耕作していらっしやいまして、今後も耕作を続けるとおっしゃってました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。この件につきましては、親から子への贈与というようなことで、経営形態が変わるものでも何でもなく、現状のまま、今の形態をずっと続けていくというようなことですよね、5 番委員さん。</p> <p>今のまま、全然変わることなく利用して、形態を変えるのではな</p>

5番委員 くて、そのままいくということですよ。

議 長 一応、そういうふうの確認はしたつもりですけど、農地を全部と
いうことで、本人からの確認しか取れていません。すみません。

議 長 はい。わかりました。
ただ、私たちも少し知っている方でありまして、かなりの規模で
農業をやっていらっしゃるというようことです。
多分、今の経営形態をずっと続けていかれるだろうなというふう
に解釈をいたしました。
何か問題ございますか。御意見ありますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないというようなことございますので、議第26号の1
番、2番につきましては、このように決定をいたします。
駆け足になりますけれども、続きまして、「議第27号」
当事者の10番委員さんは、退席をお願いします。
(10番委員 退席)

事務局 議第27号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する
件。
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。この案件につきましては、私が確認をいたしましたので、
私から説明をさせていただきます。
よろしく願いいたします。
議第27号、農地法第4条審議資料。
16ページですが、補足資料は20ページと21ページになります。
申請者等の情報は左に書いてあるとおりでございます。
当地は隣接の山林からの雨水の流れ込みが激しく、耕作に適さない
ことから、山林に転用したい、あわせて山林への進入路を設置し
たいということで申請がございました。
私も行って見ましたけれども、この航空写真で見るとおり、一番
奥まった、一番奥の山に面したところの傾斜のある耕作地で、左側
のほうは相当浸食されていて、この山の水がここに全部集まって、
畑の左側をずっと流れて来て、毎年、泥が減ってしまうというよう
な条件の厳しいところでございました。
また、周りは山林に囲まれており、その管理者達の山の管理等々
に道路が必要であるというようなことで、そちらの方にも気を遣わ
れたのかなと思っています。
残ったところは、左側の傾斜の強い水の流れるところが残る予定
でございますので、残ったところには植林をしたいというような申

し入れでございました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

今、私が言ったような状況でございますが、何か御意見ございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

ないというようなことでございますので、議第 27 につきましては、このように決定をいたします。

(10 番委員 着席)

議 長

続きまして、「議第 28 号」

事務局

議第 28 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和 3 年 9 月 9 日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長

はい。これにつきましては、担当の 2 番委員さん、よろしく願いいたします。

2 番委員

議第 28 号、農地法第 5 条審議資料の 1 番となります。

補足資料は 23、24 ページです。

この申請者等の情報は、左記のとおりです。

譲受人は、当該地の購入にあわせて宅地に転用し、住宅を建築したいとのことです。

よろしく願いします。

議 長

はい。今説明があったように、購入をして宅地に転用したいというようなことで申請が出されております。

何か御意見ございますか。

一般畑となっておりますけど、現在は耕作されているわけじゃないですか。

地目が一般畑であるだけに。

2 番委員

耕作はやっていません。

今はもう耕作もしてないので荒地地みたいな感じで、草が茂っている状態です。

議 長

24 ページに補足資料があります。

こういった感じですね。

はい。そういったことでございますが、御意見ございますか。

(複数委員)

ありません。

議 長

はい。ないというようなことでございますので、議第 28 号は決定をいたします。

続きまして、「議第 29 号」

事務局

議第 29 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。

	別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議 長	はい。基盤強化促進法ということでございますので、これについては事務局から説明いただければいいのかなと思っておりますが、よろしいですか。
事 務 局	まず、1番です。こちらは貸貸借契約です。 貸付者、借り受け者は資料のとおりです。これは農業者年金に係る経営移譲の期間が終了しましたので、継続で今回申請が上がったところです。 賃貸料は10aあたり、5,000円ということでございます。 契約期間は、10年間の契約です。 続きまして、2番です。これは使用貸借契約ということで、貸付人、借受人は議案書のとおりです。 これも同様に農業者年金に係る経営移譲ということで、期間が終了することから今回の継続申請でございます。 以上です。
議 長	この番号1、番号2については、契約の更新というようなことで上がってきております。 何か御意見ありますか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということでございますので、このように決定をいたします。
事 務 局	続きまして、「議第30号」 議第30号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について【中間管理】。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和3年9月9日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。
議 長	この議第30号も基盤強化ということで、中間管理機構の絡んだ案件でございますが、これにつきましても事務局から説明をいただきます。
事 務 局	これは中間管理事業が始まって最初の分だということで、今回前期の5年の契約が切れますことにより、農業公社のほうに継続を希望するというので申請が上がりましたので、今回の議案提出となりました。 内容につきましては、農事組合法人に対し、資料のとおり8件の土地登記者が貸付の更新を希望され、今回の議案提出となりました。 以上です。
議 長	はい。これにつきましても、中間管理機構との契約は10年とい

13番委員	<p>うこととございますけれども、その半分で見直すと、契約を5か年の契約として、そこでまたさらに5か年の契約にするということになっておりますので、それがたまたま今年になったということで、ここに上がっておりますけれども、御意見ございますか。</p> <p>ちょっとお尋ねしますが、1番から5番まで申請者が上がっております。</p>
議 長	<p>3番の方は終期が令和7年になっております。他の人は令和8年9月30日になっておりますが、これはどういういきさつでしょうか。</p> <p>番号3の契約期間の問題ですね。</p> <p>令和3年10月1日から令和7年9月30日の4年間。</p>
8番委員 事務局	<p>4年では多分ないと思います。5年だと思います。</p> <p>公社のほうに確認しましたところ、4年ということで希望されております。</p> <p>公社、中間管理に農地を貸出ししたとき、最初にそういう契約になっておまして、期限が令和7年9月30日までということで、最初からこういう形になっております。</p>
議 長	<p>申し遅れましたが、5番の貸付者の方は既にお亡くなりになっていらっしゃるということなのですが、公社に出すとき、10年間ということで農地を貸し出していらっしゃると思いますので、借り手はそのまま引き続き農事組合法人が借り受けるということで提出されております。</p> <p>補足で説明しました。以上です。</p> <p>はい。3番については、先方の希望が4年というようなことで、間違いはないと。</p>
(複数委員)	<p>それから、5番、6番の方については、7番までですかね、当初の契約がこの方の名前が出ているということですので、そのままになるというようなことになっているようでございます。</p> <p>よろしゅうございますか。</p>
議 長	<p>ありません。</p> <p>はい。ないようでしたら、そのように決定をいたします。</p> <p>これで本日の議案はすべて終わりました。ありがとうございました。</p> <p>また来月もいろいろ出てくるかと思っておりますが、よろしくお願いたします。</p> <p>どうもお疲れ様でした。</p>